

改正後	改正前
第 1 編 (略)	第 1 編・第 2 編 (略)
第 2 編 都市再生総合整備事業	第 2 編 都市再生総合整備事業
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 都市再生コーディネート等推進事業	第 3 章 都市再生コーディネート等推進事業
第 4 条 補助金の交付対象となる経費及び補助率	第 4 条 補助金の交付対象となる経費及び補助率
1 この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。 一～八 (略)	1 この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。 一～八 (略)
<u>九 事前防災まちづくりに関する研修</u>	<u>(新設)</u>
2 (略)	2 (略)
3 この補助金の限度額は、100万円／ha・年とする。 <u>ただし、第 1 項 第九号において定める事業については適用しない。</u>	3 この補助金の限度額は、100万円／ha・年とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第 4 章・第 5 章 (略)	第 4 章・第 5 章 (略)
第 3 編 都市再生区画整理事業	第 3 編 都市再生区画整理事業
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
第 6 条の 2 定義	第 6 条の 2 定義
本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。	本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。
一 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。	一 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
イ (略)	イ (略)
ロ 延べ面積の 3 分の 2 以上を住宅の用に供するもの (<u>住生活基本法</u>	ロ 延べ面積の 3 分の 2 以上を住宅の用に供するもの (<u>大都市地域に</u>

改正後	改正前
<u>（平成18年法律第61号）第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。 ハ （略） 二・三 （略） 四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。 イ～ハ （略） ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費 （1）（略） （2）その他の施設に係る費用 ①～⑧ （略） ⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）	<u>における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下、この編において「大都市法」という。）第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。 ハ （略） 二・三 （略） 四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。 イ～ハ （略） ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費 （1）（略） （2）その他の施設に係る費用 ①～⑧ （略） ⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

改正後	改正前
工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$ P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。) S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費 a (略) b 次の要件のいずれかに該当する場合 (a) (略) (b) <u>住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの c～e (略) ⑩～⑬ (略) ホ (略) 五～十五 (略) <u>十六 「地籍整備費」とは、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の指定を受けた測量成果により施行地区内の土地の登記を申請又は嘱託する土地区画整理事業において実施される事業施行のための測量、換地計画の作成(換地図の作成に限る。)、換地処分及び登記に要する費用(地籍整備推進調査費補助金交付要領(平成22年4月1日付国土国第417号)に基づく補助金(以下第3編関係部分において「地籍整備推進調査費補助金」という。))の交付を受けずに実施されるものに限り、施行地区面積1ha当たり100万円として算出した額</u>	工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$ P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。) S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費 a (略) b 次の要件のいずれかに該当する場合 (a) (略) (b) <u>大都市法第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの c～e (略) ⑩～⑬ (略) ホ (略) 五～十五 (略) (新設)

改正後	改正前
<u>と５５０万円の合計に２／３（地方公共団体施行の場合は１）を乗じた額を限度とする。）をいう。</u> 第６条の３ 補助金の額 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。 １ （略） ２ 都市再生土地区画整理事業 一 制度要綱第６条第１項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、制度要綱第６条の３第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の３分の１以内とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 イ～タ （略） 二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第６条の３第２項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号<u>イからタ</u>に掲げる費用の合計の２分の１とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 三 制度要綱第６条の３第４項及び第５項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第一号<u>イからタ</u>に掲げる費用の合計の２分の１とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 四 （略） 五 第一号及び第二号の事業に係る基礎額は、制度要綱第６条の３第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の３分の１を限度とする。 補助基本額＝（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率）×地区面積×用地単価×Ａ ＋事業に要する公共施設整備費 ＋立体換地建築物工事費 ＋都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿	第６条の３ 補助金の額 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。 １ （略） ２ 都市再生土地区画整理事業 一 制度要綱第６条第１項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、制度要綱第６条の３第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の３分の１以内とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 イ～タ （略） 二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第６条の３第２項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号<u>イからヨ</u>に掲げる費用の合計の２分の１とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 三 制度要綱第６条の３第４項及び第５項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第一号<u>イからヨ</u>に掲げる費用の合計の２分の１とする。なお、補助対象となる事業は別表－３に掲げる範囲内とする。 四 （略） 五 第一号及び第二号の事業に係る基礎額は、制度要綱第６条の３第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の３分の１を限度とする。 補助基本額＝（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率）×地区面積×用地単価×Ａ ＋事業に要する公共施設整備費 ＋立体換地建築物工事費 ＋都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿

改正後	改正前
道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費 + 浸水対策整地に係る移転補償費 + 電線類地下埋設施設整備費 + 公開空地整備費 + 防災関連施設整備費 + 浸水対策施設整備費 + 土壌汚染調査費 + 浸水対策整地費 + エリアマネジメント活動拠点施設整備費 <u>+ 地籍整備費</u> + 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1／3 A = 2／3（ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、制度要綱第6条の3第3項の要件に該当する地区において行われる事業については0とする。） ただし、補助基本額の算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。 イ～ハ （略） <u>三</u> 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。 (1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は<u>津波防災地域づくりに関する法律</u>に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。	道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費 + 浸水対策整地に係る移転補償費 + 電線類地下埋設施設整備費 + 公開空地整備費 + 防災関連施設整備費 + 浸水対策施設整備費 + 土壌汚染調査費 + 浸水対策整地費 + エリアマネジメント活動拠点施設整備費 + 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1／3 A = 2／3（ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、制度要綱第6条の3第3項の要件に該当する地区において行われる事業については0とする。） ただし、補助基本額の算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。 イ～ハ （略） <u>二</u> 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。 (1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は<u>津波地域づくりに関する法律</u>に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。

改正後	改正前
(2)・(3) (略) ホ～チ (略) 六～九 (略) 3 被災市街地復興土地地区画整理事業 一・二 (略) 三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。 補助基本額＝（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率） ＋事業に要する公共施設整備費 ＋立体換地建築物工事費 ＋都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費 ＋浸水対策整地に係る移転補償費（第2項第五号ニの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） ＋電線類地下埋設施設整備費 ＋公開空地整備費 ＋防災関連施設整備費 ＋浸水対策施設整備費 ＋土壌汚染調査費 ＋浸水対策整地費（第2項第五号ニの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） ＋公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費 ＋エリアマネジメント活動拠点施設整備費 <u>＋地籍整備費</u> ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項第五号トによるものとする。 4・5 (略)	(2)・(3) (略) ホ～チ (略) 六～九 (略) 3 被災市街地復興土地地区画整理事業 一・二 (略) 三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。 補助基本額＝（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率） ＋事業に要する公共施設整備費 ＋立体換地建築物工事費 ＋都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費 ＋浸水対策整地に係る移転補償費（第2項第五号ニの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） ＋電線類地下埋設施設整備費 ＋公開空地整備費 ＋防災関連施設整備費 ＋浸水対策施設整備費 ＋土壌汚染調査費 ＋浸水対策整地費（第2項第五号ニの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） ＋公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費 ＋エリアマネジメント活動拠点施設整備費 ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項第五号トによるものとする。 4・5 (略)

改正後	改正前
第４編～第７編 （略） 第８編 まち再生総合支援事業 第１章 まち再生出資事業 第１２条 補助金の交付対象及び補助金の額 １ この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる支援を行うために置くまち再生基金の造成に要する費用とする。 一・二 （略） 三 民間都市開発推進機構が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成１９年法律第５２号）第１５条第１項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定事業者（同法第９条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第１１条に規定する認定事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援 ２ （略） 第２章 （略） 第３章 まちづくりファンド支援事業 第１４条 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助対象 １ （略） ２ 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 金融機関又は金融機関の投資専門子会社からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。	第４編～第７編 （略） 第８編 まち再生総合支援事業 第１章 まち再生出資事業 第１２条 補助金の交付対象及び補助金の額 １ この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる支援を行うために置くまち再生基金の造成に要する費用とする。 一・二 （略） 三 民間都市開発推進機構が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成１９年法律第５２号）第１５条第１項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定事業者（同法第９条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第１１条に規定する認定事業をいう。<u>ただし、同法第２条第２項第四号に掲げる拠点施設に係るものを除く。</u>）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援 ２ （略） 第２章 （略） 第３章 まちづくりファンド支援事業 第１４条 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助対象 １ （略） ２ 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 金融機関からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

改正後	改正前
第14条の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助対象 1 （略） 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング（インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。）を活用する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは<u>跡地等管理等協定</u>（以下「都市利便増進協定等」という。）に基づく民間まちづくり事業であること。 三・四 （略） 3 （略） 第14条の3～第14条の6 （略） 第4章 （略） 第9編・第10編 （略） 第11編 国際競争拠点都市整備事業 第1章・第2章 （略） 第3章 国際競争業務継続拠点整備事業 第19条 補助金の交付対象等 1 （略）	第14条の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助対象 1 （略） 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング（インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。）を活用する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは<u>跡地等管理協定</u>（以下「都市利便増進協定等」という。）に基づく民間まちづくり事業であること。 三・四 （略） 3 （略） 第14条の3～第14条の6 （略） 第4章 （略） 第9編・第10編 （略） 第11編 国際競争拠点都市整備事業 第1章・第2章 （略） 第3章 国際競争業務継続拠点整備事業 第19条 補助金の交付対象等 1 （略）

改正後	改正前
2 エネルギー導管等整備事業 一 制度要綱第 31 条に定めるエネルギー導管等整備事業で、都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、<u>次に掲げる施設</u>及びそれらの付帯施設の整備に要する費用を交付対象とする。 <u>イ エネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）</u> <u>ロ エネルギー貯留施設</u> <u>ハ エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）</u> <u>ニ 指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備</u> <u>ホ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 63 条第 3 項に基づく脱炭素都市再生整備事業について同法同条第 1 項に基づく整備事業計画の認定を受けた事業、かつ、当該エネルギー導管等整備事業の供給区域においてエネルギー施策（再生可能エネルギー施設の整備等）、交通施策（EV ステーションの整備等）、緑施策（緑地の整備等）に関する各施策の取組みが合わせて行われる場合は、高度な機能を備えたエネルギーマネジメントシステム</u> 二・三 （略） 3 （略） 第 1 2 編 （略） 第 1 3 編 まちなかウォークアブル推進事業 第 2 1 条 補助対象 1 総則 補助金の交付対象事業は、制度要綱第 1 3 編第 4 2 条第 1 項に規定するウォークアブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け国官会第 2 3 1 7 号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表 1 0 - （1）（以下「事業一覧表」という。）第 1 項から第 5 項までの事業、第 9 項から第 1 1 項までの事業、第 1 4 項から第 1 6 項（第 1 4 項第 4 号を除く）までの事業、第 1 8 項の	2 エネルギー導管等整備事業 一 制度要綱第 31 条に定めるエネルギー導管等整備事業で、都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、<u>道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備</u>及びそれらの付帯施設の整備に要する費用を交付対象とする。 二・三 （略） 3 （略） 第 1 2 編 （略） 第 1 3 編 まちなかウォークアブル推進事業 第 2 1 条 補助対象 1 総則 補助金の交付対象事業は、制度要綱第 1 3 編第 4 2 条第 1 項に規定するウォークアブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け国官会第 2 3 1 7 号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表 1 0 - （1）（以下「事業一覧表」という。）第 1 項から第 5 項までの事業、第 9 項から第 1 1 項までの事業、第 1 4 項から第 1 6 項（第 1 4 項第 4 号を除く）までの事業、第 1 8 項の

改正後	改正前
事業、第２１項の事業及び第２７項から第<u>３１</u>項までの事業とする。 ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第１３編第４０条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。 ２ （略） 第２１条の２ （略） 第１４編 （略） 第１５編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 第２４条 補助対象 １ 本編で定める補助金の交付対象は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第５０条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。 一 （略） 二 ３Ｄ都市モデルの活用に関する事業 <u>次の(１)又は(２)に該当する事業に要する費用</u> <u>(１) 地方公共団体にあつては、都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する３Ｄ都市モデルの活用に必要な費用</u> <u>(２) 民間事業者等にあつては、３Ｄ都市モデルを活用した社会課題解決に資するサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用</u> 三 （略） ２ （略） 第２５条 補助金の額 １ <u>地方公共団体に対する補助</u>	事業、第２１項の事業及び第２７項から第<u>３０</u>項までの事業とする。 ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第１３編第４０条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。 ２ （略） 第２１条の２ （略） 第１４編 （略） 第１５編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 第２４条 補助対象 １ 本編で定める補助金の交付対象は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第５０条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。 一 （略） 二 ３Ｄ都市モデルの活用に関する事業 都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する３Ｄ都市モデルの活用に必要な費用 三 （略） ２ （略） 第２５条 補助金の額

改正後	改正前
<u>一 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。</u> <u>二 国は、予算の範囲内において、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前号にかかわらず、予算の範囲内において、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。この場合、10,000千円を超えた分については当該地方公共団体が負担するものとする。</u> <u>(1) 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。</u> <u>(2) 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。</u> <u>(3) (2)の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。</u> <u>三 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施する者に対して補助する費用(事務費を含む。)の2分の1以内又は当該事業に要する費用の3分の1以内のいずれか低い額を補助することができる。</u> <u>2 民間事業者等に対する補助</u> <u>国は、予算の範囲内において、民間事業者等が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内又は50,000千円のいずれか低い額を補助することができる。</u> <u>第25条の2 取得財産等の管理等</u> <u>1 事業主体は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下この編において「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。</u> <u>2 事業主体は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。</u> <u>第25条の3 財産処分の制限</u>	1 国は、予算の範囲内において、<u>事業主体に対し、</u>都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。 <u>2 次の各号に該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前項にかかわらず、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。この場合、10,000千円を超えた分については事業主体が負担するものとする。</u> <u>一 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。</u> <u>二 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。</u> <u>三 前号の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>事業主体が取得財産等について処分をしようとするときは、都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成２０年１２月２２日国都総第２４４９号）の規定に準じた申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、事業主体は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。</u> 第１６編 （略） <u>附則</u> <u>１ 施行期日</u> 改正後の要綱は、令和７年４月１日から施行する。 <u>２ 都市再生区画整理事業に係る措置</u> 第６条の２第十六号に関する規定について、地籍整備推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容が変更される際には、見直しを検討するものとする。 <u>３ 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業に係る経過措置</u> 当該事業のうち、民間事業者等が事業主体となる事業への支援期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとし、令和１２年度中に見直しを行うものとする。	第１６編 （略）